

福島医発第288号(地)

令和3年 4月23日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公印省略)

高齢者向け接種を実施するための新型コロナワクチン等の配分について
(4月26日の週及び5月3日の週) 【情報更新】

4月26日の週および5月3日の週に配送予定の高齢者向け接種のためのワクチン等の配分については、令和3年4月16日付福島医発第189号(地)にて貴会宛にご連絡しました。

今般、厚生労働省より、日本医師会を通じて都道府県へのワクチン等について、各市町村分の1箱(全国で計1,741箱分)とは別に、4,000箱分(本県には154箱)の割当量を別紙の通り確定した旨、連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

26

4 26

5 3

3 3 29

580F

4 9

V-SYS

1, 741

4, 000

1

事 務 連 絡
令 和 3 年 4 月 12 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

高齢者向け接種を実施するための新型コロナワクチン等の配分について
（4月26日の週及び5月3日の週）【情報更新】

4月26日の週及び5月3日の週に配送予定の高齢者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種のためのワクチン、注射針及びシリンジ（以下「ワクチン等」という。）の配分について、令和3年3月26日付け事務連絡「高齢者向け接種を実施するための新型コロナワクチン等の配分について（4月26日の週及び5月3日の週）」でお知らせしたところですが、各市町村分の1箱（全国で計1741箱分）とは別に、別紙のとおり、都道府県へのワクチン等の割当量を確定しましたので、お知らせします。

令和3年3月26日付け事務連絡2（2）②のとおり、都道府県は4月13日まで、市町村は4月19日までの間にワクチン等の割当量を入力する作業を進めていただくようお願いします。

高齢者第4クールの分配量（4,000箱分）について

4月11日 V-SYS登録

高齢者第4クールの各都道府県の割当量（4,000箱分）
 = 希望量比（2,000箱分） + 高齢者人口比（2,000箱分）

No	都道府県	希望量 (箱数)	①希望量比 (箱数)	②高齢者人口比 (箱数)	合計(箱数) =①+②
0	全国	7,322	2,000	2,000	4,000
1	北海道	323	89	94	183
2	青森県	90	24	23	47
3	岩手県	111	30	22	52
4	宮城県	152	42	36	78
5	秋田県	88	24	20	44
6	山形県	89	24	20	44
7	福島県	137	38	33	71
8	茨城県	133	37	48	85
9	栃木県	57	15	32	47
10	群馬県	102	27	33	60
11	埼玉県	396	109	110	219
12	千葉県	318	87	96	183
13	東京都	1088	298	176	474
14	神奈川県	372	102	130	232
15	新潟県	121	34	41	75
16	富山県	71	19	18	37
17	石川県	51	13	18	31
18	福井県	61	16	13	29
19	山梨県	58	15	14	29
20	長野県	112	30	37	67
21	岐阜県	147	41	34	75
22	静岡県	272	75	62	137
23	愛知県	291	80	106	186

No	都道府県	希望量 (箱数)	①希望量比 (箱数)	②高齢者人口比 (箱数)	合計(箱数) =①+②
24	三重県	89	24	30	54
25	滋賀県	94	25	20	45
26	京都府	135	37	42	79
27	大阪府	324	89	135	224
28	兵庫県	277	76	89	165
29	奈良県	48	13	24	37
30	和歌山県	69	18	17	35
31	鳥取県	38	10	9	19
32	島根県	50	13	12	25
33	岡山県	125	35	32	67
34	広島県	116	32	47	79
35	山口県	119	33	27	60
36	徳島県	46	12	13	25
37	香川県	77	21	16	37
38	愛媛県	113	31	25	56
39	高知県	60	16	13	29
40	福岡県	272	75	79	154
41	佐賀県	68	18	13	31
42	長崎県	71	19	24	43
43	熊本県	158	44	30	74
44	大分県	95	26	21	47
45	宮崎県	62	16	19	35
46	鹿児島県	101	28	29	57
47	沖縄県	75	20	18	38

事 務 連 絡
令 和 3 年 3 月 26 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

高齢者向け接種を実施するための新型コロナワクチン等の配分について
(4月26日の週及び5月3日の週)

高齢者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種のためのワクチン、注射針及びシリンジ（以下「ワクチン等」という。）の配分について、下記のとおり行うこととしますので、ご対応いただくとともに、管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び接種を予定する医療機関並びに関係団体にご連絡いただくようお願いいたします。

記

1 4月26日の週及び5月3日の週におけるワクチン出荷の考え方

「新型コロナワクチンの今後の出荷予定について」（令和3年3月12日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）の2（4）のとおり、高齢者向け接種のための第4クール（4）のワクチンの出荷については、

- ① 4月26日の週に各市町村1箱（1箱=195バイアル）ずつ、全国で計1741箱を出荷するとともに、
- ② 4月26日の週及び5月3日の週に、①に加えて全国で計4000箱を出荷することとしている。

②の出荷については、ワクチン接種円滑化システム（以下「V-SYS」という。）の機能を用いて高齢者人口等に応じた配分を行うことを想定しており、結果として市町村の規模によっては②の出荷分ではワクチン等が配送されないこともあり得る。

なお、これ以降の高齢者向け接種用のワクチン等はV-SYSを用いて割り当て作業を行い2週間ごとに配送を行う予定である。また、5月10日の週と5月17日の週では、順次、高齢者向けで10,000箱以上のワクチンを、V-SYSに入力された納入希望量に応じて配送する予定である。

2 V-SYSを用いた割り当ての実施

(1) 基本的な考え方

4月26日の週及び5月3日の週（以下「本期間」という。）に出荷するワクチン等の都道府県単位、市町村単位及び基本型接種施設単位のワクチンの割り当ては、V-SYS

Sを用いて行うこととする。なお、本期間以降は、V-SYSとは別にエクセルを用いて配送先の調整を行うことは予定しておらず、高齢者向け接種でワクチンの配送を受ける医療機関等がV-SYSに登録されていることを確認すること。

本期間の出荷分については、上記1①4月26日の週の各市町村1箱ずつの出荷（以下「各市町村1箱出荷」という。）と上記1②4月26日の週及び5月3日の週の全国で計4000箱の出荷をまとめて、合計5741箱の割り当て作業を行うこととする。

(2) V-SYSでの配送箱数の割り当て作業

① 上記1①の1741箱も含め、ワクチン等の配送を希望する基本型接種施設は、必要に応じて都道府県・市町村と調整の上、4月5日から4月9日までの間に、ワクチン等の納入希望量をV-SYSで入力すること。

なお、今般のワクチン配送は、大型連休と日程が重なっており、医療機関等におけるワクチン、ドライアイス等の受け入れ体制等を考慮して、配送先はファイザー社ワクチン用ディープフリーザーが設置された基本型接種施設とすること。

② ①の入力を受けて、厚生労働省健康局健康課予防接種室（以下「当室」という。）は4月11日までに、都道府県へのワクチン等の割当量を確定する。

都道府県は4月13日まで、市町村は4月19日までの間にワクチン等の割当量を入力すること。なお、これより早い時期に割当量を入力することは差し支えないが、同日までにワクチン等割当量を入力しないと、ワクチン等の配送が遅れる場合があることに留意すること。

また、都道府県は、市町村が入力した割当量の確定を4月20日までにを行うこと。

③ V-SYS上で、都道府県から市町村へのワクチン等の割当量を入力する際、割当量の初期値は、国から都道府県に対して行った配分と同様の考え方に従い、高齢者人口等に応じて割り当てられた数値となっている。

この点、各市町村1箱出荷については、V-SYS上も、各市町村の割当量が最低1箱以上になるように調整こと。ただし、接種体制の構築状況等に鑑み、この時点でワクチンの配送を受けることが適当ではないと市町村が判断した場合、当該市町村に割り当てられた1箱分については、当該市町村及び他の市町村並びに都道府県の合意により、当該他の市町村に割り当てることができる。

④ その他、V-SYSの操作方法については、マニュアルをよく確認の上、ワクチン分配量の登録・確定等を行うこと。

(3) 各市町村1箱出荷の対象とする配送先の登録

各市町村1箱出荷の配送先については、4月26日の週に優先的に配送されるよう調整を行う予定であるところ、4月26日の週中に優先的に配送を希望する1741箱の配

送先について基本型接種施設ごとの割当量の確定後、当室に登録すること。登録手続きについてはおってお示しする。

(4) 4月26日の週及び5月3日の週の4000箱の配送

内閣官房内閣参事官（ワクチン担当）において、4月26日の週及び5月3日の週の大型連休中にワクチン接種を実施する予定の市町村に対し配送時期を調整することが可能かどうか検討するため、本事務連絡とは別に、「調査・照会（一斉調査）システム」により、各市町村の「市町村（総務）担当」に照会を行うこととしている。内閣官房内閣参事官（ワクチン担当）からの当該照会について、4月2日17時までに「調査・照会（一斉調査）システム」を通じて各市町村から回答を行われるよう、管内の各市町村の衛生主管部局に対し、当該照会が行われていることを周知いただきたい。

(参考) 令和3年3月26日記者会見における河野大臣発言概要(抄)

- ワクチンの供給スケジュールについて、4月下旬以降の配送量の見込みについてご報告する。
- 高齢者に対する優先接種については、予定通り、4月26日(月)の週には全ての市区町村に1箱ずつ合計1,741箱をお届けし、4月26日(月)から5月9日(日)にかけて4,000箱をお届けする。
- 4月26日(月)以降の高齢者に対する優先接種については、V-SYSにより、2週間毎にワクチンをお届けすることになる。
このため、2週間の期間中の配送日時を事前に調整できない仕組みとなっているが、ゴールデンウィークの連休中に接種を行う予定のある自治体については、配送スケジュールを配慮することが可能かどうか検討したいと考えている。全ての市区町村に対し、連休中の接種の予定をお聞きし、製薬企業等と対応案を検討したい。
- これまでも申し上げているが、高齢者の接種会場でワクチン接種に携わる医療従事者の方については、高齢者向けに配送されたワクチンを接種いただいて差し支えないし、また、医療機関での集団接種または個別接種に携わる医療従事者の方についても、差し支えない。
- 欧州の承認が前提となるが、5月10日(月)の週と5月17日(月)の週では、順次、高齢者の優先接種向けに10,000箱以上のワクチンを配送できる見込みとなる。各医療機関にはV-SYSに高齢者の優先接種向けの配送量を入力いただき、需要に応じてワクチンをお届けしたい。引き続き、供給数量の前倒しに取り組んでいきたい。
- ワクチン接種に使う針とシリンジについては、製造業者との間で調整を進めており、順調に進めば5月中には高齢者向け優先接種に用いる注射器等についても、1瓶当たり6回接種できる注射器に切り替えたいと考えている。
希釈用のシリンジ・注射針については、医療従事者等向け優先接種と同様、高齢者向けについても、配布する。

以上

※なお、正確な発言内容については、内閣府ホームページ(記者会見要旨)をご覧ください。

https://www.cao.go.jp/minister/2009_t_kono/index.html